

🍴 副食費免除の対象 🍴

◆ 幼稚園・認定こども園の幼稚園部のお子さん(1 号認定)

	階層区分	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降※
A	生活保護世帯	○	○	○
	市町村民税非課税世帯	○	○	○
	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	○	○	○
B	市町村民税所得割課税額 77,101円以上	×	×	○

◆ 保育所・認定こども園の保育園部で 3 歳児以上のお子さん(2 号認定)

	階層区分	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降※
A	生活保護世帯	○	○	○
	市町村民税非課税世帯	○	○	○
	市町村民税所得割課税額 57,700 円以下 (ひとり親等世帯※の場合 77,100 円以下)	○	○	○
B	市町村民税所得割課税額 57,701円以上 (ひとり親等世帯※の場合 77,101円以上)	×	×	○

※ひとり親等世帯とは、ひとり親・在宅障がい児(者)のいる世帯です。

※第 3 子以降は、下記基準にて算定します。

	1 号認定	2 号認定
上記の表の A に該当	年齢に関係なく世帯の子の数	
上記の表の B に該当	3 歳～小学校 3 年生までの子	0 歳～小学校就学前までの子

◆ 保育所・認定こども園の保育園部で 0～2 歳児のお子さんの副食費は、保育料に含まれます。 (3 号認定)

